

平成26年10月27日

川西市長 大塩民生様

川西市特別職報酬等審議会
会長 岩見和彦

特別職報酬等の額の改定について（答申）

平成26年5月12日付で諮問のあった、市長及び副市長の給料の額及び議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長及び副市長の給料の額及び議会の議員の報酬の額について

(1) 市長及び副市長の給料の月額、次のとおり改定することが適当である。

- ・市長 1,020,000円（現行 1,040,000円、1.9%減額）
- ・副市長 827,000円（現行 843,000円、1.9%減額）

(2) 議会の議員の報酬の月額、次のとおり改定することが適当である。

- ・議長 728,000円（現行 742,000円、1.9%減額）
- ・副議長 653,000円（現行 666,000円、2.0%減額）
- ・議員 592,000円（現行 603,000円、1.8%減額）

※(1)(2)ともに現行額に0.981を掛けた値を百の位で四捨五入したものを、改定額としている。カッコ内の減額の%数字は、上記の改定額と現行額の差を再計算した値（少数点以下第2位を四捨五入）。

2 改定の実施時期等について

特別職の報酬等の額の改定は、平成27年4月1日から実施するのが適当である。

なお、今回まで20年以上諮問がなされなかったことの反省を踏まえ、今後の本審議会への諮問は、当該特別職の任期である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましい。

3 審議経過及び内容

(1) 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、客観的に決定できる、ある確かな法的基準といったものは存在しない。一方、特別職の報酬等について全市民が納得するような「合意」がすでに形成されているわけでもない。むしろ、一般の労働市場を前提にするような経済学的な議論をここで持ち出すこともできない。したがって、その決定に関しては、職務内容や責任の重さ、近隣都市等との均衡、一般職の給料の状況、社会経済情勢等、関連するさまざまな要因やデータを比較検討し、それらを文字どおり総合的に勘案することで、これならば「十分に公正かつ合理的な額である」との一般的合意が得られそうな「解」を導き出すことが求められている。この点は、毎回の審議のなかで何度も確認された。

今日、本市を含めた多くの自治体では、特別職の報酬等の本来額（条例本則上の額）を据え置いたまま、時限的な減額措置として、条例附則上の特例措置により、報酬等の独自減額が行われている実情がある。この点に関して本審議会は、それぞれの特別職の職務・職責に応じた適正な報酬等の額（条例本則上の額）を審議するという前提に立つこととした。なお、このことは、個別の政治的判断において報酬等を独自減額することを制約する趣旨からのものではないことを付言しておく。

次に、非常勤の特別職である議員の報酬については、常勤の特別職である市長等の給料とは性質を異にするものの、今日、議員活動の実際は、本会議や委員会への出席や諸視察等の議会活動以外にも、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するために多くの時間を割くことが求められているし、その活動範囲も多岐にわたっている。全国的な統計においても、議員職の専門化傾向が指摘されており、その報酬については、実質的には生活給的な要素が強まっているとの指摘もある。本市においてもこうした現状を踏まえておく必要がある旨の確認を行なった。

また、審議の過程でしばしば確認されたことであるが、報酬、給料は月額であるが、「額」の多寡を実質的に論じるには年収を考慮しないわけにはいかないとの視点に立ち、つねに年収ベースでの比較検討も行うこととした。

さらに、市長と議員など特別職間の報酬等の相互関係（額の相対的な比率）については、他の多くの都市において一定の比率が保持される傾向が認められ、本市においても同様の状況にあることが確認された。

このような基本的な前提と考え方によって、主に次に示す基礎資料を基に慎重に検討・審議を重ね、改定額を決定した。

(2) 審議にあたり検討した主な資料

ア 第1回参考資料（平成26年5月12日（月））

①川西市特別職報酬等審議会の状況

- ・川西市特別職報酬等審議会の設置目的

- ・川西市特別職報酬等の改定状況
- ②特別職報酬等の状況
 - ・近隣市の状況
 - ・県内29市「市長・副市長給料一覧」
 - ・特別職の年収調べ
- ③一般職の給料改定等の状況
 - ・一般職の給料改定状況
 - ・県内29市「ラスパイレス指数の状況」及び川西市の推移
- ④議員報酬等の状況
 - ・県内29市「議員報酬等一覧」
 - ・平成25年度議会開催状況
 - ・政務活動費の状況
- ⑤その他
 - ・答申書 特別職の報酬等の額の改定について（平成4年5月22日）

イ 第2回追加参考資料（平成26年6月30日（月））

- ①都道府県別等の議員報酬の状況
- ②阪神7市・北摂7市・類似団体の状況
- ③阪神7市の改定状況
- ④川西市の財政状況等

ウ 第3回追加参考資料（平成26年8月4日（月））

- ①近畿圏（人口13万～20万都市）の状況
- ②議員定数及び男女比の状況
- ③議員年収等の推移

エ 第4回追加参考資料（平成26年10月21日（火））

- ①阪神7市の議員報酬（月額）に対する報酬等の割合
- ②阪神7市の議員報酬（年収）に対する報酬等の割合

（3）改定額の決定における検討内容

適正な報酬等の額を決定する上で、重要かつ有効な情報源となりうるものは、二つある。一つは本市の状況を相対的に位置づけるのにふさわしい、本市と類似性のある都市のデータである。その場合、比較検討する対象としてどういった都市を選ぶかが中心的課題となる。もう一つは、これまで特別職の報酬等の改正の根拠としていた、人事院勧告に基づく一般職の給料改定が、現時点でどのような状況にあるのかを把握することである。

一つ目に関しては、比較のための対照群として、(Ⅰ) 同じ行政・生活圏域内である、阪神6市(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市)、(Ⅱ) 本市に隣接する池田市、箕面市を含む北摂7市(豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市)、(Ⅲ) 近畿圏の人口規模が13万人～20万人都市、(Ⅳ) 総務省が定める類似団体(人口規模及び産業構造が類似した都市)として神奈川県鎌倉市を選び、それら他市との比較検討を試みた。ただし、このうち類似団体である神奈川県鎌倉市については、類似団体が1市しかなく、きわめて個別的な比較になってしまうことが判明したため、今回は検討の対象から除くこととした。

(Ⅱ) の北摂7市との比較では、市長の7市平均額は1,003,857円(川西市1,040,000円(川西市の方が3.60%高い))、議員の平均額は622,000円(川西市603,000円(川西市の方が3.05%低い))という結果を、また、(Ⅲ) の近畿圏の人口規模13万人～20万人都市との比較においては、市長平均額で1,003,500円(川西市1,040,000円(川西市の方が3.64%高い))、議員平均額で592,677円(川西市603,000円(川西市の方が1.74%高い))という結果を得た。

「北摂」と称せられる大阪圏の7都市、「人口規模」の近い近畿6都市という、これら二つのグループとの比較からは、その差はいずれの職においても3%台におさまっており、全体としてはそれほどかけ離れることなく近似していることを確認することができた。しかし、それ以上のメリットや知見を見出すことはできなかった。そこで、個別の都市の事情を勘案したもっと詳細で深い内在的な比較分析をするならば別かもしれないが、今回の諮問事項のような相対的な比較対照のための候補としては、これら2つの都市カテゴリーにこだわる積極的な理由はないと判断した。

こうした議論を経て、本審議会は、川西市が比較対象とする上で最もふさわしい都市カテゴリーとしては、特に行政・生活圏が類似している(Ⅰ)の阪神6市を中心に考えるのが、最も適切であるとの結論を得た。

ア 「阪神6市」における特別職報酬等との比較検討

阪神6市では平成16年～24年の間に特別職報酬等審議会が開かれ、各市とも減額改定を行っている。

現行の市長等の給料及び議員等の報酬は、これらの減額改定を受けたものであり、その平均が、本市と比較して低いのであれば、減額を行う一つの判断基準になるものと考えられる。以下に阪神6市の議員報酬の平均と本市との比較を示す。

尼崎市	市長(平成20年	△4.62%)	議員(平成20年	△4.62%)
西宮市	市長(平成21年	△4.36%)	議員(平成21年	△0.43%)
芦屋市	市長(平成19年	△22.01%)	議員(平成19年	△9.97%)

伊丹市 市長（平成19年 △5.18%）	議員（平成19年 △5.22%）
宝塚市 市長（平成24年 △3.23%）	議員（平成24年 △2.79%）
三田市 市長（平成24年 △5.50%）	議員（平成16年 △2.00%）

市長平均 1,035,833円（川西市 1,040,000円）	△0.40%
議員平均 594,833円（川西市 603,000円）	△1.35%

※平均は川西市を除く6市の数字。

阪神6市の平均の方が、川西市の市長・議員よりも低くなっており、この点からすれば、川西市は相対的に高位にある、すなわち引き下げが検討可能な水準にあると考えられる。

さらにこの点を精査するために、阪神7市の各特別職の年収、議員については「一人あたり人口」を考慮に入れたデータなどについても検討を加えた。また関連して、議員数についても事あるごとに議論の焦点となった。議員の定数に関しては、本審議会には言及する権限は無いものの、特別職の職務内容、仕事量にも関係する基本的な要因であるため、可能な限り資料に当たり議論もした。いずれにせよ、審議の過程においては、人口要因の説明力の高さがしばしば指摘され、その視点からも川西市の特別職の給料及び報酬の現況が、むしろ「高め」に設定されていることを正視すべきとの意見が複数の委員から出た。しかしその一方で、たとえば人口一人あたりの数字だけで議論を突きつめることは問題であり、他の要素なども組み合わせて慎重に検討すべきであるとの意見も出された。

周知のように、川西市の置かれている状況として、高齢化率は阪神7市でトップの27.9%、その逆に生産年齢人口率は最下位で60%割れをしている（総務省が発表している平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口を基に積算）。財政状況の予測や評価について詳細な議論はできないにせよ、こうした骨太なトレンドは今回の答申内容を考える上で大いに留意すべきであるといった議論も活発になされた。この点は特記しておかなければならない。

イ 一般職の給料改定状況からの検討

もう一つの重要な視点が、一般職の給料改定状況である。平成4年度までは、一般職の給料が上昇する傾向にあり、一般職の給料と特別職の給料に逆転が生じたことから、人事院勧告の改定率に併せて特別職の給料改定を行ってきた経緯がある。しかし、平成4年以降、特別職報酬等審議会は開催されていない。この間、職員の給料については、人事院勧告において平成14年度までは引き上げられてきたが、平成15年度以降は、引き下げ、もしくは改定無しの状況であった。なお、給料改定を行っていない平成4年から平成25年までの給料改定の状況を通算していくと、1.9%の減額という結果となる。

これまでの給料改定の経緯を見ると、給料を上げる際には、人事院勧告の改定率に拠ってきたことが明らかである。この勧告を行うにあたって、人事院は、民間企業従業員の給

料水準について調査し、それと公務員の給料水準を均衡させるという、民間準拠を基本とした改定を行ってきている。このような当該制度の仕組みを考えると、今回本市における特別職の給料等の水準を決定するにあたって、この人事院勧告への準拠がきわめて重要な決め手の一つとなることは間違いない。その他の基準にもまして、これがより合理的かつ客観的な根拠を提供してくれるものであるからである。以上の点を、本審議会は繰り返し確認した。

(4) 特別職相互間の報酬等の関係について

特別職の相互間の関係については、基本的な考え方で言及したとおりであり、総じて言えば、市長・副市長の比率関係、議長・副議長・議員の比率関係は他都市でもそれほど変わらない。したがって報酬等の額を改定するにあたっては、これまでの審議会同様、それぞれの報酬等の額に対し一定の率を乗じて積算することで、特段の問題はないとの結論に至った。つまり、それぞれの相互間の関係については、現行のこの数字には相当に納得しうる根拠があるとの見方をとることとした。ちなみに川西市における現行の、市長及び議員の報酬等をそれぞれ100%とした時の各職の割合は以下のとおりである。

	月 額	割 合
・市 長	1, 0 4 0, 0 0 0 円	(1 0 0 %)
・副市長	8 4 3, 0 0 0 円	(8 1 %)
・議 員	6 0 3, 0 0 0 円	(1 0 0 %)
・議 長	7 4 2, 0 0 0 円	(1 2 3 %)
・副議長	6 6 6, 0 0 0 円	(1 1 0 %)

上記(3)(4)の検討結果により、特別職の報酬等については、1.9%を基本として減額すべきとの結論に至った。

(5) 特別職報酬等審議会の開催について

本審議会への諮問は平成4年4月以来、約22年ぶりであり、この間、社会経済情勢や本市を取り巻く状況は、大きく変化を遂げている。したがって、物価変動、財政状況、人事院勧告などの動向を踏まえた現行額の精査、改定を怠って良いはずはなく、市長及び副市長の給料の額及び議会の議員の報酬の額についての本審議会への諮問は、当該特別職の任期である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましいものと考えられる。なお、社会経済情勢の急激な変化等により、市長が審議会を開催すべきと判断された時は、時機を逸することなく諮問をすべきであることは言うまでもない。

4 附帯意見

本審議会の審議においての結論は、前述のとおりであるが、報酬等の審議を進める過程で、いくつかの事項についても多くの委員より意見が出された。それらは、今回詰め切れなかった点とも関連していると考え、今後の検討に資するために附帯意見として申し添えておきたい。

(1) 議員定数について

議員報酬の審議において、川西市にあって公正な議会活動を担うのに必要とされる議員の数は何人なのか、また市財政に占める議会費（人件費）の割合は適正なのか、といった議員の職務・人数・議会費（人件費）をめぐる議論が度々なされた。むろん、議会には自律権が付与されており、議会内部の構成は議会自らの判断により決定されるものであり、本市においては、議員発議により、平成22年10月に議員定数30人が26人に削減されたところである。必要かつ適正な議員数を確保することは民主主義の実現にとってもきわめて重要であることはまちがいないが、同時に冗員を生み出しているかどうか精査することも怠るべきではなかろう。議会においては、本市における高齢化及び人口減少の推移、近隣他都市の議員数の状況等を注視し、議員定数について今後もさまざまな角度から引き続きご検討いただきたい。

(2) 議員の政務活動費について

政務活動費については「議員の調査研究その他の活動に資するため」と使途基準が限定されており、また、本市においては党派ごとの管理のもとに運用され、領収書の添付が原則義務付けられ、ホームページ上に使途が公開されていることから、透明性は高いこと、そして金額については、月額6万円と阪神7市の中で最も低い水準にあることを確認した。しかし、兵庫県議会議員の政務活動費の取り扱いに関する疑惑報道を発端として、このことが今日大きな問題となっているのは周知のとおりである。そこには議員報酬の額の妥当性をも揺るがすような、議員の職務遂行に対する不信感が見え隠れしているとも言えよう。その観点からも、議会においては市民の疑惑を招かない適正な執行に今後も引続き努めていただきたい。

(3) 特別職報酬等の「独自減額」について

すでに述べたように、現市長は、給料月額及び期末手当支給額を、条例附則の特例措置により独自減額している。本審議会は、特別職の報酬等について条例本則上の本来額を審議するものであり、この独自減額は、審議から外すこととした。しかしながら、ほとんどの市においてこうした独自減額の事実が見られる以上、特別職の報酬等を検討する上で避けて通れず、何回かにわたって、その内容の確認や議論を行った。

本来額の定めが、実質意味のないものであるかのごとく扱われている現状については、少なからず違和感を覚えるのも事実であるものの、特別職報酬等に関する本来的な議論とはいささか異なった次元での、この独自減額のありようについては、特別職に就く方のそれぞれが自らの考えに基づき行われるものである、との立場をとるにとどめることにした。

なお、これと関連して、市長の退職金のあり方に関しても現状について事務局から説明を受けたが、本答申では議論の対象外としたことを補足しておく。

5 おわりに

以上、今回の答申については、延べ5回の議論を重ね、慎重に検討を行った結果、上記結論に達したものである。本答申を尊重し、適切な処置が速やかにとられることを要望する。

川西市特別職報酬等審議会

- | | |
|----------|---------|
| ・会 長 | 岩 見 和 彦 |
| ・会長職務代理者 | 大 智 靖 志 |
| ・委 員 | 廣 瀬 一 平 |
| ・委 員 | 中 西 倭 夫 |
| ・委 員 | 大 西 庄 衛 |
| ・委 員 | 菅 原 巖 |
| ・委 員 | 竹 本 博 行 |
| ・委 員 | 中 川 泰 彰 |
| ・委 員 | 本 田 義 継 |
| ・委 員 | 松 尾 幸 恵 |

審議会の審議状況

- ・第1回 平成26年 5月12日（月）市役所4階庁議室
諮問及び参考資料の説明
- ・第2回 平成26年 6月30日（月）市役所4階庁議室
参考資料及び追加参考資料に基づく審議
- ・第3回 平成26年 8月 4日（月）市役所7階大会議室
参考資料及び追加参考資料に基づく審議
- ・第4回 平成26年10月21日（火）市役所4階庁議室
答申案の審議
- ・第5回 平成26年10月27日（月）市役所4階庁議室
答申案の審議及び答申